

# 中学校・社会

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P30～32参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

## 現行学習指導要領により指導する場合

平成30～32(2020)年度の第1～3学年の社会の指導に当たって、現行学習指導要領による場合には、各年度において次の表に基づき、①～④の4点に留意し指導する。

【表 各年度における各学年の生徒への対応】

	平成30年度	平成31年度	平成32(2020)年度
第1学年	地理・歴史 105時間 (④領土関連の先行実施)	地理・歴史 105時間 (②地理的分野の履修) (③歴史的分野の履修) (④領土関連の先行実施)	地理・歴史 105時間 (②地理的分野の履修) (③歴史的分野の履修) (④領土関連の先行実施)
第2学年	地理・歴史 105時間 (④領土関連の先行実施)	地理・歴史 105時間 (④領土関連の先行実施)	地理・歴史 105時間 (②地理的分野の履修) (③歴史的分野の履修) (④領土関連の先行実施)
第3学年	歴史・公民 140時間 (④領土関連の先行実施)	歴史・公民 140時間 (④領土関連の先行実施)	歴史・公民 140時間 (④領土関連の先行実施)

① 平成31年度及び平成32(2020)年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。

①は、学習指導要領の全面実施である平成33(2021)年度に第2、3学年となる生徒が、卒業時点で新学習指導要領の学習内容をおおむね適切に履修していることである。従って、平成31、32(2020)年度に入学した生徒については、地理的分野が5単位時間減の115単位時間に、歴史的分野が5単位時間増の135単位時間になるよう授業時数を割り振ること。

② 平成31年度及び平成32(2020)年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。

③ 平成31年度及び平成32(2020)年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

②と③は、①で割り振られた授業時数に基づいてそれぞれ指導すること。このうち②は、現行の「世界の様々な地域の調査」の項目を割愛して授業時間数の捻出を図るため、「世界の様々な地域の調査」で行っていた「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」学習活動を「世界の諸地域」の学習に併せて行うこと、及び「世界の様々な地域又は国の調査を行う際の視点や方法を身に付けさせる」学習活動を現行の「身近な地域の調査」、あるいは新の「地域調査の在り方」に併せて行うこと。

④ 平成30年度から平成32(2020)年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

④は、領土に関する教育の充実に関わる規定である。現行の学習指導要領においても、解説の一部変更によってその取組の充実を図ること。

## 1 指導計画作成上の配慮事項（解説P160～166参照）

(1) 新設された主な配慮事項は、次の2点である。

ア 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。

イ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(2) 引き続き配慮する主な事項は、次の3点である。

ア 知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事柄を厳選して指導内容を構成すること。

イ 小学校社会科の内容及び各分野相互の有機的な関連を図り、3年間を見通した全体的な指導計画を作成し、全体として中学校社会科の目標が達成できるようにすること。

ウ 道徳科などとの関連を考慮しながら、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

## 2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P167～170参照）

○ 新設又は変更・追加された主な配慮事項は、次の5点である。

ア 考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。

イ 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすこと。また、情報モラルの指導にも留意すること。

ウ 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。

エ 社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導すること。

オ 特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。